

■なぜ、無形文化遺産を 保護する必要があるのですか？

「文化遺産」というと、寺院などの建造物や遺跡などを思い浮かべがちですが、言語、音楽、舞踏、手工芸、祝祭などの無形の文化遺産は各国、各民族にとって精神文化の象徴であり、同時に人類共通の貴重な財産です。

グローバル化の進展に伴い、国際社会において「文化の多様性」の尊重・認識について活発に議論されていますが、特に各民族の文化的な同一性の根元をなす無形文化遺産の保存・振興の重要性が世界的に注目されています。

無形の伝統文化は、一度失われてしまえば二度と取り戻すことはできません。アフリカでは、「老人が一人死ぬことは、図書館が一つ焼失することに値する」と言われています。近年、技芸保持者の高齢化及び継承者の不足などにより、消滅の危機に瀕している無形文化遺産が少なくなく、その保存・振興の緊急性は極めて高いものとなっています。

【トルコ共和国の無形文化遺産】
アシュクルク（吟遊詩人）の伝統
©UNESCO/Ministère de la culture
de Turquie



【大韓民国の無形文化遺産】
カンガンスルレ
©UNESCO

■ユネスコにおける無形文化遺産の 保護の仕組みはどのようなものですか？

近年、ユネスコによって、無形文化遺産の保護活動が展開されています。ユネスコは、国連の専門機関として、長年、教育、社会と自然科学、文化とコミュニケーションの分野における国際協力を推進し、世界平和のために活動してきました。

グローバル化の時代の到来に伴って生じてきた文化多様性の危機などの対策として、無形文化遺産の役割が注目されるようになってきました。1990年代に、ユネスコの加盟国や専門家によって、無形文化遺産（当時は「伝統文化と民間伝承」と言われていました）の重要性と保護について、会議と議論が重ねられてきた結果、2003年に開かれた第32回ユネスコ総会で「無形文化遺産の保護に関する条約（略称：「無形文化遺産保護条約」）」が採択されて2006年4月には締約国が30カ国に達し、正式に発効しました。この条約は、無形文化遺産の保護に関して拘束力のある初めての国際的な法的枠組みとなりました。

現在では、無形文化遺産の保護に関する活動は、「無形文化遺産保護条約」の下に、締約国をメンバーとする締約国会議（無形文化遺産保護条約の最高機関）、無形文化遺産の保護のための政府間委員会（略称：政府間委員会 詳しくは別のパネルで説明します）によって展開されています。



【大韓民国の無形文化遺産】
済州チルモリ堂燃燈グッ
(海の平和と豊漁を祈る儀式)
©UNESCO



【ベトナム社会主義共和国の無形文化遺産】
クアンホ：バクニン地方の民謡
©UNESCO/Duong Thanh Giang

■無形文化遺産保護条約の締約国は、 どれぐらいあって、何をしますか？

無形文化遺産保護条約では、「締約国とは、この条約に拘束され、かつ自国についてこの条約の効力が生じている国をいう」と記されています。2014年12月末現在で、無形文化遺産保護条約の締約国は161カ国に達しています。

全締約国の代表が条約の最高機関である「締約国会議」を構成し、この会議は2年に1回開かれます。審査手続きなど条約の運用に係る方針について最終決定します。

また、無形文化遺産の保護のための政府間委員会（略称：政府間委員会）は衡平な地理的
代表及び輪番の原則で締約国の中から選出された24カ国から構成され、任期4年で、2年ごとに構成国の2分の1を更新します。委員会は年1回開催され、重要な任務の一つは、無形文化遺産の国際的保護の重要措置である「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」、「条約の原則及び目的を最も反映している最良の実例（ベスト・プラクティス）」への記載に関する締約国の提案について、評価機関【注①】の勧告を踏まえて審議・決定することです。

一方、自国内においては、各締約国は自国内の無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとることが求められます。その一つとして、締約国が各国の状況に合った方法で、自国内の無形文化遺産についての目録を作成し、定期的に更新すること、ユネスコの一覧表への記載を提案することがあげられます。

【注①】 評価機関：第9回政府間委員会（2014年）にて設置され、代表一覧表などへの記載案件について事前審査を行う機関。各地域の専門家6名と専門機関6機関より構成されます。



【日本の無形文化遺産】 アイヌ古式舞踊
©UNESCO/Ainu Association of Hokkaido